

新 旧 対 照 表

(姫路市危険物審査基準)

現 行	改 正 案
第1章 申請手続き及び方法 第1節 製造所等の設置又は変更許可申請 1 (略) 2 申請の方法 製造所等の設置又は変更許可申請は、次に掲げる方法によること。 なお、品名、数量、倍数及び形態等により申請者が製造所等の細区分を選択できるものであること。 (略) 3～8 (略) 第2節 手数料 1～5 (略) 6 地下タンク構造及び設置年月日の照合願いに係る手数料 当該照合願いがあった場合は、姫路市消防事務手数料徴収条例第2条第2項第3号に基づき、手数料を徴収すること。 なお、当該事務手続きは、<u>「地域エネルギー供給拠点整備事業」に関する経済産業</u>	第1章 申請手続き及び方法 第1節 製造所等の設置又は変更許可申請 1 (略) 2 申請の方法 製造所等の設置又は変更許可申請は、次に掲げる方法によること。 なお、品名、数量、倍数及び形態等により申請者が製造所等の細区分を選択できるものであること。 <u>また、間仕切りの無い一の貯蔵タンクに貯蔵する危険物は1種類とすべきであるが、同一の類であり、かつ混触により危険な反応を起こさない複数の危険物について一の貯蔵タンクに切り替えて貯蔵する場合、位置、構造及び設備は貯蔵する全ての危険物について適合するものであること、危険物の切り替えに伴いコンタミなどの事故が発生しないよう適正に管理すること、並びに掲示板及び移動タンク貯蔵所の表示設備には現在貯蔵している危険物の品名、化学名又は通称名（一般名）を記載することにより認められる。</u> (略) 3～8 (略) 第2節 手数料 1～5 (略) 6 地下タンク構造及び設置年月日の照合願いに係る手数料 当該照合願いがあった場合は、姫路市消防事務手数料徴収条例第2条第2項第3号に基づき、手数料を徴収すること。 なお、当該事務手続きは、<u>「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の</u>

<u>省からの協力依頼について」(H. 27. 4. 27 消防危第 93 号通知)</u>に基づき行うこと。 7 (略) 第3節 検査等申請 1～5 (略) 6 溶接部検査 (S. 52. 3. 30 消防危第56号通知参考) (1)～(8) (略) 7～9 (略) 10 保安検査申請 (1)～(5) (略) 11・12 (略) 13 許可書再交付申請 姫路市危険物の規制に関する規則第17条に基づき、許可書を再交付するものとする。 なお、再交付の手続き等については、上記<u>13</u> (1)～(3)の例によること。 14 タンク検査済証再交付申請 姫路市危険物の規制に関する規則第 18	<u>整備事業費」等、資源エネルギー庁の補助事業に関する経済産業省からの協力依頼について」(R. 4. 3. 14 消防危第 47 号通知)</u>に基づき行うこと。 7 (略) 第3節 検査等申請 1～5 (略) 6 溶接部検査 (S. 52. 3. 30 消防危第56号通知参考) (1)～(8) (略) <u>(9) 底部溶接部の試験をコーティング上から行うことを目的として開発されたフェーズドアレイ超音波探傷法を用いた探傷装置(屋外貯蔵タンクの構造について高度な知見を有する第三者機関から装置の性能に関して評価を受けたものに限る。以下「PA 探傷装置」という。)について、危険物保安技術協会から示されたPA 探傷装置の性能確認方法及び保安検査等における運用方法(適用可能なタンクの要件を含む。)に基づく底部溶接部に係る試験については、規則第 20 条の 8 に規定される試験方法と同等と見なしてよい。(R. 4. 9. 2消防危第 195号通知)</u> 7～9 (略) 10 保安検査申請 (1)～(5) (略) <u>(6) 底部溶接部の試験をPA 探傷装置を用いて実施する場合は、6 (9)によること。</u> 11・12 (略) 13 許可書再交付申請 姫路市危険物の規制に関する規則第 17 条に基づき、許可書を再交付するものとする。 なお、再交付の手続き等については、上記<u>12</u> (1)～(3)の例によること。 14 タンク検査済証再交付申請 姫路市危険物の規制に関する規則第 18
---	---

条に基づき、タンク検査済証を再交付（危則様式第14副を除く。）するものとする。 なお、再交付の手続き等については、上記 <u>13</u> (1)～(3)の例によること。 第4節 各種届出 1 (略) 2 品名、数量又は指定数量の倍数変更届 法第11条の4の規定による品名、数量又は指定数量の倍数変更は、次によること。 (1) 品名、数量又は指定数量の倍数変更届の対象 製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、次に該当する場合に限り受理することができる。 (略) 3 (略) 4 危険物製造所等変更届 姫路市危険物の規制に関する規則第21条の規定による危険物製造所等変更届は、次によること。 (1) 変更届の対象 変更届の対象は次に掲げる事項とする。 ア 設置者又は管理者の住所又は氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更 ※ 代表者等が変更を生じた旨を証する書面(商業登記簿謄本の写等)を添付すること。 イ 法第11条第1項後段の規定による変更の許可を要するか明らかでないため確認を要する製造所等の位置、構造及び設備の変更(以下「確認を要する変更」という。)	条に基づき、タンク検査済証を再交付（危則様式第14副を除く。）するものとする。 なお、再交付の手続き等については、上記 <u>12</u> (1)～(3)の例によること。 第4節 各種届出 1 (略) 2 品名、数量又は指定数量の倍数変更届 法第11条の4の規定による品名、数量又は指定数量の倍数変更は、次によること。 (1) 品名、数量又は指定数量の倍数変更届の対象 製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、次に該当する場合に限り受理することができる。 <u>なお、化学名又は通称名（一般名）を変更する場合は危険物製造所等変更届によること。</u> (略) 3 (略) 4 危険物製造所等変更届 姫路市危険物の規制に関する規則第21条の規定による危険物製造所等変更届は、次によること。 (1) 変更届の対象 変更届の対象は次に掲げる事項とする。 ア 設置者又は管理者の住所又は氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更 ※ 代表者等が変更を生じた旨を証する書面(商業登記簿謄本の写等)を添付すること。 イ 法第11条第1項後段の規定による変更の許可を要するか明らかでないため確認を要する製造所等の位置、構造及び設備の変更(以下「確認を要する変更」という。) <u>なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物の化学名又は通称名（一般名）のみを変更する</u>
---	--

(略) 5～13 (略) 第5節 承認申請 (略) 第6節 予防規程制定(変更)承認申請 1～3 (略) 4 予防規程の内容 (1)～(15) (略) (16) 給油取扱所において、携帯型電子機器を使用する場合は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(H.30.8.20 消防危第154号通知)3に基づく必要事項。 <u>(17) 給油取扱所において、固定給油設備を使用し、指定数量以上のガソリンを容器に詰め替える場合は、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R.1.8.7 消</u>	<u>場合も、第4類の危険物のうち水に溶けないもの(第2章第1節「製造所」12参照)を取り扱うことにより油水分離装置を新たに設ける必要がないか、要求される電気設備の防爆性能に変更が生じないか、危険物の比重を変更することによって貯蔵タンクの耐震性能等設備への影響はないか、ガス系消火設備又は泡消火設備について要求される能力に変更が生じないかなどを確認する必要があることから、確認を要する変更</u> <u>に該当する。</u> (略) 5～13 (略) 第5節 承認申請 (略) 第6節 予防規程制定(変更)承認申請 1～3 (略) 4 予防規程の内容 (1)～(15) (略) (16) 給油取扱所において、携帯型電子機器を使用する場合は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(H.30.8.20 消防危第154号通知)3に基づく必要事項。 <u>この場合において、上記通知3に係る事項について施設の実情に応じて具体的に予防規程に記載すること。</u> <u>なお、通知1及び2に係る事項について確認できるように認可申請時に予防規程に記載し、又は携帯型電子機器の仕様書等を添付する必要があるが、携帯型電子機器の型式等は予防規程に記載する必要はなく、また、携帯型電子機器の仕様書等は予防規程の関連文書に位置付ける必要はない。</u>
--	--

<u>防危第111号通知）に基づく必要事項。</u> <u>(18)</u> セルフのガソリンスタンドにおいて、可搬式の制御機器を使用する場合は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」（R.2.3.27 消防危第87号通知）3に基づく必要事項。 <u>(19)</u> 給油取扱所の屋外において、物品の販売等を行おうとする場合は、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（R.2.3.27 消防危第88号通知）2に基づく必要事項。 <u>(20)</u> 「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（H.31.4.24 消防危第84号（R.2.1.23 消防危第21号改正））に基づく自主行動計画を定める製造所等にあつては、当該自主行動計画を予防規程の関連文書として位置づけること。 また、予防規程の作成義務のない場合においても、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に自主行動計画を位置付けるとともに、管轄消防署に情報提供すること。 <u>(21)</u> ドローンを用いて危険物施設の点検、巡視等を行う場合、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの送付について」（H.31.3.29 消防危第51号・消防特第49号）に基づく飛行計画書を作成し、当該飛行計画書を予防規程の関連文書として位置づけること。 また、予防規程の作成義務のない場合においても、ドローンの飛行に伴う危害防止の観点から、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に飛行計画を位置付けるとともに、管轄消防署に情報提供すること。 <u>(22)</u> 給油取扱所において給油取扱所の営業	<u>(17)</u> セルフのガソリンスタンドにおいて、可搬式の制御機器を使用する場合は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」（R.2.3.27 消防危第87号通知）3に基づく必要事項。 <u>(18)</u> 給油取扱所の屋外において、物品の販売等を行おうとする場合は、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（R.2.3.27 消防危第88号通知）2に基づく必要事項。 <u>(19)</u> 「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（H.31.4.24 消防危第84号（R.2.1.23 消防危第21号改正））に基づく自主行動計画を定める製造所等にあつては、当該自主行動計画を予防規程の関連文書として位置づけること。 また、予防規程の作成義務のない場合においても、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に自主行動計画を位置付けるとともに、管轄消防署に情報提供すること。 <u>(20)</u> ドローンを用いて危険物施設の点検、巡視等を行う場合、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの送付について」（H.31.3.29 消防危第51号・消防特第49号 <u>(R.2.3.27 消防危第74号・消防特第36号、R.4.4.20 消防危第92号・消防特第80号改正)</u>）に基づく飛行計画書を作成し、当該飛行計画書を予防規程の関連文書として位置づけること。 また、予防規程の作成義務のない場合においても、ドローンの飛行に伴う危害防止の観点から、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に飛行計画を位置付けるとともに、管轄消防署に情報提供すること。 <u>(21)</u> 給油取扱所において給油取扱所の営業
---	--

時間外に販売等の業務を行う場合、 「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」（R. 3. 3. 30 消防危第 50 号）2 に基づく必要事項。 第 7 節 定期点検（法第14条の 3 の 2） 1 点検項目等（危則第62条の 4） (1)・(2) （略） 2～4 （略） 第 2 章 製造所等の審査基準 第 1 節 製造所（危令第 9 条） 1～3 （略） 4 保有空地（第 1 項第 2 号） (1) 危令第 9 条第 1 項第 2 号に規定する保有空地は、次によること。 ア～ク （略） ケ 防火上有効な隔壁 危令第 9 条第 1 項第 2 号ただし書きの「防火上有効な隔壁」は、次による。 (ア) 隔壁は、建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造とすること。 (イ) 隔壁に設ける出入口の開口部（作業上必要なものとし、出入口に限る。）は必要最小限の大きさとし、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。 (ウ) 危則第 13 条に規定する「作業工程が他の作業工程と連続しているため建築物その他の工作物の周囲に空地の幅をとることにより当該製造所又は一般取扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合」は、例えば、作業工程が連続しており、かつ、有効な代替手段等もないため、保有空地をとることで保安上又は品質上著しく支障が生ずる場合などが該当するが、保有空	時間外に販売等の業務を行う場合、「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」（R. 3. 3. 30 消防危第 50 号）2 に基づく必要事項。 第 7 節 定期点検（法第14条の 3 の 2） 1 点検項目等（危則第62条の 4） (1)・(2) （略） <u>(3) ドローンを用いて点検する場合については、第 6 節「予防規程制定（変更）承認申請」4 (21)によること。</u> 2～4 （略） 第 2 章 製造所等の審査基準 第 1 節 製造所（危令第 9 条） 1～3 （略） 4 保有空地（第 1 項第 2 号） (1) 危令第 9 条第 1 項第 2 号に規定する保有空地は、次によること。 ア～ク （略） ケ 防火上有効な隔壁 危令第 9 条第 1 項第 2 号ただし書きの「防火上有効な隔壁」は、次による。 (ア) 隔壁は、建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造とすること。 (イ) 隔壁に設ける出入口の開口部（作業上必要なものとし、出入口に限る。）は必要最小限の大きさとし、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。 (ウ) 危則第 13 条に規定する「作業工程が他の作業工程と連続しているため建築物その他の工作物の周囲に空地の幅をとることにより当該製造所又は一般取扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合」は、例えば、作業工程が連続しており、かつ、有効な代替手段等もないため、保有空地をとることで保安上又は品質上著しく支障が生ずる場合などが該当するが、保有空
--	---

地をとることが原則であるため、本規定の適用については慎重に判断すること。 また、本規定を適用する場合においても、保有空地を免除することによって新たに発生するリスクについて、許容可能なリスクにまで低減すること。◆ (2)・(3) (略) 5 (略) 6 建築物の構造等（第1項第4号から第9号） (1) 屋内及び屋外の判定 屋内か屋外かの判断は、建築物に該当するか該当しないかで判断し、原則建築確認申請によること。ただし、建築確認申請上非建築物であると判断されたもの又は建築確認申請未提出物件であっても、建築物の定義に該当し、明らかに屋内的用途が発生すると判断できるものについては、屋内として規制する。 なお、簡易的な物置等が建築物に該当するかどうかについては、原則通常人が中に入って使用するかどうかで判断すること（人が中に入って使用しない場合は、物件として取り扱うこと。）。（H.元.7.18 建設省住指発第239号・H.25.3.29 国住指第4846号・H.27.2.27 国住指第4544号参考）	地をとることが原則であるため、本規定の適用については慎重に判断すること。 また、本規定を適用する場合においても、保有空地を免除することによって新たに発生するリスクについて、許容可能なリスクにまで低減すること。◆ <u>なお、本規定はあくまで保有空地の免除であり、仮に隔壁によって隔てられた部分において危険物を取扱わない場合においても、当該部分は製造所又は一般取扱所としての規制を受けるものである。</u> (2)・(3) (略) 5 (略) 6 建築物の構造等（第1項第4号から第9号） (1) 屋内及び屋外の判定 屋内か屋外かの判断は、建築物に該当するか該当しないかで判断し、原則建築確認申請によること。ただし、建築確認申請上非建築物であると判断されたもの又は建築確認申請未提出物件であっても、建築物の定義に該当し、明らかに屋内的用途が発生すると判断できるものについては、屋内として規制する。 なお、簡易的な物置等が建築物に該当するかどうかについては、原則通常人が中に入って使用するかどうかで判断すること（人が中に入って使用しない場合は、物件として取り扱うこと。）。（H.元.7.18 建設省住指発第239号・H.25.3.29 国住指第4846号・H.27.2.27 国住指第4544号参考） <u>また、屋上は危則第28条の57第4項、危則第28条の60の4第3項及び屋上に航空機給油取扱所を設置する場合等の特殊な場合を除き 屋内として規制するが、製造所又は一般取扱所において、屋上に設置する危険物を取り扱う設備（20号タンク含む）が屋外の基準を満足する場合は、政令第23条の規定を適用し認めることができる。（特</u>
---	---

(2)～(9) (略) (10) 傾斜及び貯留設備 ア 原則漏洩場所と同一の階内で貯留できるような措置（階段又は床面の穴等からの階下への流出防止措置等）をとること。 <u>イ</u> 傾斜は貯留設備に向かって、概ね100分の1以上とすること。 <u>ウ</u> 機器をオイルパン等で囲うことで周囲への流出防止を図る措置を行った場合は、当該オイルパン等の範囲が一つの機器の範囲に限定される等、比較的小規模であれば、危令23条の規定を適用し、当該措置を当該規定の代替えとして認めることができる。（特例理由不要。特例適用願不要。） 7～11 (略) 12 <u>排水溝</u>、貯留設備、油分離装置（第1項第12号） 危令第9条第1項第12号に規定する傾斜、貯留設備及び油分離装置等は次により設けること。 (1)～(4) (略) (5) 油分離装置の設置を必要とする「水に溶けない第4類の危険物」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいうこと。（H.1.7.4 消防危第64号通知） (注)「水に溶けない<u>もの</u>」は、危令別表第3備考第9号に規定されている「非水溶性液	<u>例理由不要、特例適用願不要）</u> (2)～(9) (略) (10) 傾斜及び貯留設備 ア 原則漏洩場所と同一の階内で貯留できるような措置（階段又は床面の穴等からの階下への流出防止措置等）をとること。 <u>イ 床に排水溝を設ける場合、滯油しないように貯留設備に向かって勾配をつけること。</u> <u>ウ</u> 傾斜は貯留設備に向かって、概ね100分の1以上とすること。 <u>エ 貯留設備の大きさは0.3m平方以上で、深さ0.3m以上とし、危険物が浸透しない構造とすること。</u> <u>ただし、2階以上など深さ0.3m以上を確保することが困難である場合は、27L（＝0.3m×0.3m×0.3m）以上の容量を確保することで認めて差し支えない。</u> オ 機器をオイルパン等で囲うことで周囲への流出防止を図る措置を行った場合は、当該オイルパン等の範囲が一つの機器の範囲に限定される等、比較的小規模であれば、危令23条の規定を適用し、当該措置を当該規定の代替えとして認めることができる。（特例理由不要。特例適用願不要。） 7～11 (略) 12 <u>傾斜</u>、貯留設備、油分離装置（第1項第12号） 危令第9条第1項第12号に規定する傾斜、貯留設備及び油分離装置等は次により設けること。 (1)～(4) (略) (5) 油分離装置の設置を必要とする「水に溶けない第4類の危険物」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいうこと。（H.1.7.4 消防危第64号通知） (注)「水に溶けない<u>第4類の危険物</u>」は、危令別表第3備考第9号に規定されている「非
---	---

体」とは異なるので留意すること。 (6) (略) (7) 油分離槽は施設範囲内に設置すること。 また、他施設との供用は認められないこと。 13・14 (略) 15 電気設備 (第1項第17号) (1)～(3) (略) (4) 上記(3)のほか、「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIOOSH-TR-No.44 (2012)」に規定される「危険場所」とする。ただし、状況により「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド (ガス防爆 1994)」中の「〔参考資料 4〕危険場所の分類の例図集」及び消防庁の通知 (H. 24. 3. 16 消防危第77号、H. 31. 4. 24 消防危第84号 (R. 2. 1. 23 消防危第21号改正、R. 3. 3. 30 事務連絡、R. 3. 3. 31 事務連絡による「解説書」)) 等を参考にするなど、実態に合わせ判断すること。 (5) (略) (6) 危険場所内に非防爆の電気設備等、電気工作物に係る法令の規定に適合しない電気設備を設置する場合には、下記の措置を施すことで、認めることができる。 ア (略) イ 当該電気設備の周囲を扉等以外の開口部のないボックス等で覆い、さらに当該開口部からの可燃性蒸気の侵入を防ぐ、下記のいずれかの措置を実施する。 (ア)～(ウ) (略) ウ (略) (7) (略) 16～18 (略)	水溶性液体」とは異なるので留意すること。 (6) (略) (7) 油分離装置は施設範囲内に設置すること。また、他施設との供用は認められないこと。 13・14 (略) 15 電気設備 (第1項第17号) (1)～(3) (略) (4) 上記(3)のほか、「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド JNIOOSH-TR-No.44 (2012)」に規定される「危険場所」とする。ただし、状況により「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド (ガス防爆 1994)」中の「〔参考資料 4〕危険場所の分類の例図集」及び消防庁の通知 (H. 24. 3. 16 消防危第 77 号、H. 31. 4. 24 消防危第 84 号 (R. 2. 1. 23 消防危第 21 号改正、R. 3. 3. 30 事務連絡、R. 3. 3. 31 事務連絡による「解説書」))、R. 4. 8. 4 消防危第 175 号) 等を参考にするなど、実態に合わせ判断すること。 (5) (略) (6) 危険場所内に非防爆の電気設備等、電気工作物に係る法令の規定に適合しない電気設備を設置する場合には、下記の措置を施すことで、認めることができる。 ア (略) イ 当該電気設備の周囲を扉等以外の開口部のないボックス等で覆い、さらに当該開口部からの可燃性蒸気の侵入を防ぐ、下記のいずれかの措置を実施する。 (ア)～(ウ) (略) ウ (略) (7) (略) 16～18 (略)
--	--

19 危険物を取り扱う配管（第1項第21号） 危険物を取り扱う配管は、危令第9条第1項第21号の基準によるほか次によること。 (1)～(11) (略) (12) 危則第13条の5第2号ただし書きの「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」には、次のものが該当するものであること。（H.1.7.4 消防危第64号、H.1.12.21消防危第114号通知、H.2.5.22 消防危第57号通知、H.4.2.6 消防危第13号通知参考） ア (略) イ 支持物が製造所等の存する事業所の敷地内に設置され、かつ、不燃材料で造られたもので次のいずれかに該当する場合 (ア) (略) (イ) その支持する配管のすべてが引火点40℃以上の危険物を取り扱う配管であって、周囲（建築物、工作物等から3m未満の場所をいう。以下(ウ)においても同じ。）に火気等を取り扱う設備の存しないもの (ウ) (略) ウ～カ (略) (13)～(18) (略) 20～24 (略) 第2節 (略) 第3節 屋内貯蔵所（危令第10条） 1～9 (略) 10 床の構造（第1項第11号） <u>(1) 液状の危険物の貯蔵倉庫の床には、流出した危険物が浸透しない構造とし、適当な傾斜を付け、かつ、ためますを設けること。</u> <u>(2) 「傾斜、排水溝、ためます」は、第1節「製造所」の例によること。</u>	19 危険物を取り扱う配管（第1項第21号） 危険物を取り扱う配管は、危令第9条第1項第21号の基準によるほか次によること。 (1)～(11) (略) (12) 危則第13条の5第2号ただし書きの「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」には、次のものが該当するものであること。（H.1.7.4 消防危第64号、H.1.12.21消防危第114号通知、H.2.5.22 消防危第57号通知、H.4.2.6 消防危第13号通知参考） ア (略) イ 支持物が製造所等の存する事業所の敷地内に設置され、かつ、不燃材料で造られたもので次のいずれかに該当する場合 (ア) (略) (イ) その支持する配管のすべてが引火点40℃以上の危険物を取り扱う配管であって、周囲（建築物、工作物等から<u>水平距離</u>3m未満の場所をいう。以下(ウ)においても同じ。）に火気等を取り扱う設備の存しないもの (ウ) (略) ウ～カ (略) (13)～(18) (略) 20～24 (略) 第2節 (略) 第3節 屋内貯蔵所（危令第10条） 1～9 (略) 10 床の構造（第1項第11号） <u>危令第10条第1項第11号に規定する「危険物が浸透しない構造」及び「傾斜、貯留設備」については、第2章第1節「製造所」6(9)及び(10)の例によること。</u>
---	--

11～28 (略) 第4節 屋外タンク貯蔵所（危令第11条） 1～16 (略) 17 ポンプ設備（第1項第10号の2） 危令第11条第1項第10号の2に規定するポンプ設備は、次によること。 (1)・(2) (略) (3) ポンプ室とは、上記17(2)アを指す。 ポンプ室の壁の基準は、壁が設置してある場合に適用されるものであり、壁を設置しないことを妨げるものではないが、ポンプ室内に容易に雨水が<u>浸入</u>するおそれがある場合は、同号ルの規定による油分離装置を設けること。◆ その他、ポンプ室の構造（防火設備を含む。）については、第2章第1節「製造所」の例によること。 (4) (略) (5) 同号ルにより<u>り、屋外に設置されたポンプについては、油分離装置を設置することが義務付けられているが、</u>周囲を何らかで覆うことにより、当該ポンプ設備及び貯留設備等に雨水が浸入するおそれがない場合は、危令第23条を適用し、当該油分離装置を免除することができる。（特例理由不要、特例適用願必要） (6)～(8) (略) 18～20 (略) 21 緩衝装置（第1項第12号の2） 危令第11条第1項第12号の2に規定する「地震等により当該配管とタンク結合部分に損傷を与えないよう措置する」とは、次により措置するものであること。 (1)・(2) (略) (3) 緩衝性をもたせるため、配管結合部の直近に可撓管継手を使用する場合は、資料編「可撓<u>管</u>継手に関する技術上の基準」によること。	11～28 (略) 第4節 屋外タンク貯蔵所（危令第11条） 1～16 (略) 17 ポンプ設備（第1項第10号の2） 危令第11条第1項第10号の2に規定するポンプ設備は、次によること。 (1)・(2) (略) (3) ポンプ室とは、上記17(2)アを指す。 ポンプ室の壁の基準は、壁が設置してある場合に適用されるものであり、壁を設置しないことを妨げるものではないが、ポンプ室内に容易に雨水が<u>浸入</u>するおそれがある場合は、同号ルの規定による油分離装置を設けること。◆ その他、ポンプ室の構造（防火設備を含む。）については、第2章第1節「製造所」の例によること。 (4) (略) (5) 同号ルにより<u>る囲い等の構造は第2章第1節「製造所」11及び12の例によること。また、</u>周囲を何らかで覆うことにより、当該ポンプ設備及び貯留設備等に雨水が浸入するおそれがない場合は、危令第23条を適用し、当該油分離装置を免除することができる。（特例理由不要、特例適用願必要） (6)～(8) (略) 18～20 (略) 21 緩衝装置（第1項第12号の2） 危令第11条第1項第12号の2に規定する「地震等により当該配管とタンク結合部分に損傷を与えないよう措置する」とは、次により措置するものであること。 (1)・(2) (略) (3) 緩衝性をもたせるため、配管結合部の直近に可撓管継手を使用する場合は、資料編「可撓<u>管</u>継手に関する技術上の基準」によること。
--	---

22～29 (略)

30 特定屋外貯蔵タンク等の補修基準等

(H. 6. 9. 1 消防危第73号通知 (H. 11. 9. 24 消防危第86号改正))

- (1) 補修基準 (H. 6. 9. 1 消防危第73号通知 (H. 11. 9. 24 消防危第86号改正)) (以下「73号通知」という。)

ア～ク (略)

73号通知 別添 1 補修基準表 (略)

表 1 肉盛り溶接

材質	肉盛り溶接可能面積	
	1ヶ所 に対し	板1枚に対し
軟鋼 (SS、 SM、SB 材 等)	200 cm ² 以下	0.06 m ² 又は板面積の 3%のいずれか小さい値
高張力鋼 低合金鋼	100 cm ² 以下	0.03 m ² 又は板面積の 2%のいずれか小さい値

注：肉盛り溶接相互間の距離は50 mm以上離すこと。

表、図 1～図 5 (略)

31～34 (略)

35 コンボルトタンクについて

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」 (H. 27. 4. 24 消防危第91号通知) に示している屋外タンク貯蔵所は、自家用給油取扱所の固定給油設備に接続して使用する場合を除き、認められない。

22～29 (略)

30 特定屋外貯蔵タンク等の補修基準等

(H. 6. 9. 1 消防危第73号通知 (H. 11. 9. 24 消防危第86号改正))

- (1) 補修基準 (H. 6. 9. 1 消防危第73号通知 (H. 11. 9. 24 消防危第86号改正)) (以下「73号通知」という。)

ア～ク (略)

73号通知 別添 1 補修基準表 (略)

表 1 肉盛り溶接

材質	肉盛り溶接可能面積	
	1ヶ所 に対し	板1枚に対し
軟鋼 (SS、 SM、SB 材 等)	200 cm ² 以下	0.06 m ² 又は板面積の 3%のいずれか小さい値
高張力鋼 低合金鋼	100 cm ² 以下	0.03 m ² 又は板面積の 2%のいずれか小さい値

注 1：肉盛り溶接相互間の距離は50 mm以上離すこと。

注 2：ステンレス鋼は軟鋼に準ずる。(73号通知には示されていない姫路市における運用)

表、図 1～図 5 (略)

31～34 (略)

35 小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について

500 キロリットル未満の小規模な屋外貯蔵タンクの所有者等が自主保安として津波・水害対策を講じることを希望する場合は、「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について」 (R. 4. 3. 30消防危第63号通知) により指導すること。◆

36～39 (略) 第5節 屋内タンク貯蔵所（危令第12条） 1～9 (略) 10 危険物が浸透しない構造（第1項第16号） 第2章第1節「製造所」の例による。 11～13 (略) 第6節～第8節 (略) 第9節 屋外貯蔵所（危令第16条） 1～6 (略) 7 排水溝、貯留設備及び分離槽（第2項第6号、危令第24条の13） <u>排水溝、貯留設備及び分離槽</u>については、第1節「製造所」12によること。 8～11 (略) 第10節 給油取扱所（危令第17条） 1～3 (略) 4 屋外給油取扱所 (1)～(3) (略) (4) 滞留・流出防止措置(危令第17条第1項第5号関係) ア・イ (略) ウ 危険物等の流出防止措置（H. 18. 5. 10 消防危第113号） (ア)・(イ) (略) (ウ) その他油分離装置等について	36～39 (略) 第5節 屋内タンク貯蔵所（危令第12条） 1～9 (略) 10 危険物が浸透しない構造、<u>傾斜、貯留設備</u>（第1項第16号） 第2章第1節「製造所」<u>6(9)及び(10)</u>の例による<u>こと</u>。 11～13 (略) 第6節～第8節 (略) 第9節 屋外貯蔵所（危令第16条） 1～6 (略) 7 排水溝、貯留設備、<u>分離槽及び油分離装置</u>（第2項第6号、危令第24条の13<u>第2号</u>） <u>(1) 排水溝の有効断面の大きさは、幅及び深さが0.1m以上を基準とし、滞水しないように貯留設備に向かって勾配をつけること。</u> <u>(2) 貯留設備、分離槽及び油分離装置</u>については、<u>第2章</u>第1節「製造所」12によること。 8～11 (略) 第10節 給油取扱所（危令第17条） 1～3 (略) 4 屋外給油取扱所 (1)～(3) (略) (4) 滞留・流出防止措置(危令第17条第1項第5号関係) ア・イ (略) ウ 危険物等の流出防止措置（H. 18. 5. 10 消防危第113号） (ア)・(イ) (略) (ウ) その他<u>排水溝及び</u>油分離装置等について <u>a 排水溝の有効断面の大きさは、幅及び深</u>
---	---

<u>a 危令第17条第1項第5号に規定する排水溝及び</u>油分離装置は、第2章第1「製造所」の例によること。（容量についての規定を除く。） <u>なお</u>、注油空地の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できる。 （H.1.3.3 消防危第15号通知） <u>b</u> 合成樹脂製の油分離装置を設ける場合については、当該装置が耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形を生じないように設置する場合は、認められるものであること。（S.47.5.4 消防予第97号通知） (5)～(9) （略） (10) 固定給油設備等の位置(危令第17条第1項第12号、第13号関係) 危令第17条第1項第12号及び第13号並びに危則第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する離隔距離は、次によること。 ア～ク （略） ケ 地下貯蔵タンクの鉄筋コンクリートの上部スラブの上部にアイランドを設け固定給油設備等を設置する場合は、マンホールプロテクター、点検口、検知管のある場所は避けること。（S.58.12.2 消防危第128号通知） なお、当該タンク室等は、当該上部スラブにかかる重量に耐え<u>れら</u>るものであること。 (11)～(15) （略） (16) ポンプ室等の構造(危令第17条第1項第20号関係) ア～ウ （略） エ ポンプ室等にはためますを設けることとなっているが、その構造は原則として排出口のない集水ますとすること。◆	<u>さが0.1m以上を基準とし、滞液しないように貯留設備に向かって勾配をつけること。</u> <u>b</u> 油分離装置は、第2章第1「製造所」<u>12</u>の例によること。（容量についての規定を除く。） <u>c</u> 注油空地の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できる。（H.1.3.3 消防危第15号通知） <u>d</u> 合成樹脂製の油分離装置を設ける場合については、当該装置が耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形を生じないように設置する場合は、認められるものであること。（S.47.5.4 消防予第97号通知） (5)～(9) （略） (10) 固定給油設備等の位置(危令第17条第1項第12号、第13号関係) 危令第17条第1項第12号及び第13号並びに危則第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する離隔距離は、次によること。 ア～ク （略） ケ 地下貯蔵タンクの鉄筋コンクリートの上部スラブの上部にアイランドを設け固定給油設備等を設置する場合は、マンホールプロテクター、点検口、検知管のある場所は避けること。（S.58.12.2 消防危第128号通知） なお、当該タンク室等は、当該上部スラブにかかる重量に耐え<u>れる</u>ものであること。 (11)～(15) （略） (16) ポンプ室等の構造(危令第17条第1項第20号関係) ア～ウ （略） エ ポンプ室等には<u>貯留設備</u>を設けることとなっているが、その構造は原則として排出口のない集水ますとすること。◆
--	---

(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知) (17)～(20) (略) 5～16 (略) 第11節 販売取扱所（危令第18条） 1 (略) 2 第1種販売取扱所（第1項） (1)～(6) (略) <u>(7)</u> 配合室の換気設備として、危令第18条第1項第9号に規定する「屋根上に排出する設備」は、動力換気とすること。 <u>(8)</u> 危険物を取扱う設備は、容易に転倒しないような措置を講じること。◆ <u>(9)</u> 危険物を収納する架台は、「第3節 11 架台の構造」によること。◆ 3～5 (略) 第12節・第13節 (略) 資料編 A「製造所等における変更工事の取扱い」 本文 (略) 別紙 別表のとおり。 資料編 B～H (略) 資料編 I「建築基準法の用途地域との関係」 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条（別表第2、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条及び第130条の9）の規定により、下表のとおり用途地域によっては危険物の貯蔵、取扱量等に制限があるた	(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知<u>参考</u>) <u>オ 床に係る危険物が浸透しない構造、傾斜及び貯留設備については、第2章第1節「製造所」6(9)及び10の例によること。</u> (17)～(20) (略) 5～16 (略) 第11節 販売取扱所（危令第18条） 1 (略) 2 第1種販売取扱所（第1項） (1)～(6) (略) <u>(7)</u> 配合室の床の構造については、第2章第1節「製造所」6(9)及び10の例によること。 <u>(8)</u> 配合室の換気設備として、危令第18条第1項第9号に規定する「屋根上に排出する設備」は、動力換気とすること。 <u>(9)</u> 危険物を取扱う設備は、容易に転倒しないような措置を講じること。◆ <u>(10)</u> 危険物を収納する架台は、「第3節 11 架台の構造」によること。◆ 3～5 (略) 第12節・第13節 (略) 資料編 A「製造所等における変更工事の取扱い」 本文 (略) 別紙 別表のとおり。 資料編 B～H (略) 資料編 I「建築基準法の用途地域との関係」 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条（別表第 2、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条及び第 130 条の 9）の規定により、下表のとおり用途地域によっては危険物の貯蔵、取扱量等に制限があ
---	---

め、留意すること。 なお、危険物の数量の算定方法については消防法と異なること<u>がある</u>ため、管轄する特定行政庁（建築基準法第2条第35号の規定による「特定行政庁」をいう。）の判断に従うこと。 表 （略） 資料編 J～R （略） 資料編 S「同一隧道内に移送取扱所の配管とその他の配管等を併設する場合の運用基準」 特別防災区域内の事業所間において、原料、中間体、ユーティリティ等を相互利用するため、移送取扱所の配管とその他の配管等（LNG、LPGの高圧ガス配管、工業用水、水素、窒素、スチーム管等）を<u>隧道</u>内に併置する場合において、下記に示す対策等を講じた場合は、その設置を認めて差し支えないものとする。（昭和56年11月17日消防危第125号参考） 1～7 （略） 附則（平成24年7月19日） 1 この基準は、平成24年7月19日より施行する。 2 この基準の施行により平成17年4月1日に策定された姫路市危険物審査基準は廃止する。 附則（令和4年4月1日） 1 この基準は、令和4年4月1日より施行する。 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。	るため、留意すること。 なお、危険物の数量の算定方法については消防法と異なること<u>があり、また、数量を敷地で合算して算定する</u>ため、管轄する特定行政庁（建築基準法第2条第35号の規定による「特定行政庁」をいう。）の判断に従うこと。 表 （略） 資料編 J～R （略） 資料編 S「同一隧道内に移送取扱所の配管とその他の配管等を併設する場合の運用基準」 特別防災区域内の事業所間において、原料、中間体、ユーティリティ等を相互利用するため、移送取扱所の配管とその他の配管等（LNG、LPGの高圧ガス配管、工業用水、水素、窒素、スチーム管等）を<u>隧道</u>内に併置する場合において、下記に示す対策等を講じた場合は、その設置を認めて差し支えないものとする。（昭和56年11月17日消防危第125号参考） 1～7 （略） 附則（平成24年7月19日） 1 この基準は、平成24年7月19日より施行する。 2 この基準の施行により平成17年4月1日に策定された姫路市危険物審査基準は廃止する。 附則（令和4年4月1日） 1 この基準は、令和4年4月1日より施行する。 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。
---	---

	附則（令和5年1月1日） 1 この基準は、令和5年1月1日より施行する。 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。
--	--

別表

新 旧 対 照 表

(姫路市危険物審査基準)

現 行

資料編 A「製造所等における変更工事の取扱い」 別紙

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1 ～ 2 (略)											
3	建築物・工作物	建築物		屋根、壁、柱、床、はり等 (キャノピーを含む。)(4を除く。)			△	△	○	△	・「改造」とは、材質変更又は形状変更を伴う変更工事をいう。なお、鉄からステンレス等、大部分を占める主要材料に変更のない「改造」、多少の厚み及び多少の凹凸に変更の生じる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・部分取替え及びそれに伴う溶接等並びに材質変更を伴わない当て板補修に対する手続きは、変更届とする。 ・床を一部撤去するにあたり、漏洩物流出防止のため周囲を高くする(水切り等の設置)変更に対する手続きは、変更届とする。 ・特例により不燃等の基準が免除されている(難燃等の基準が適用されている)場所における間仕切り壁等の変更工事の手続きについても同様とする。 ・機器の搬入等のために、破損を伴わず壁等を一時取り外し、搬入等後すぐに復旧する行為は、変更工事には該当せず、手続きを要さない。 ・配管等を貫通させるために穴を開ける変更は「撤去」とするが、貫通部を耐火バテ等で穴埋めする場合は「補修」とする。 ・上記に関わらず、認定品を「改造」することにより、認定品でなくなる場合又は他の認定品となる場合は、許可を要する。 ・「改造」又は「撤去」しても基準に適合するか確認すること。

4～27（略）											
28	タンク等	設備等		内面コーティング（地下貯蔵タンクに対する漏れ防止措置に限る。）				△	△	△	・一部を切り欠き、復旧する変更工事は「取替」とする。 ・「補修」及び「取替」後、施工状況を資料により確認すること。 ・「撤去」の場合、漏れ防止措置を確認すること。
29～32（略）											
33	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管・移動タンク貯蔵所（給油タンク車を除く。）・移送取扱所を除く。）（43は含まない。）			△	○	○	△	・材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に限り、変更届とする。 ・配管の耐震措置については、101による。 ・金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届を要する。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 ・機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフランジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長（「改造」）又は縮小（「改造」又は「撤去」）に対する手続きは、変更届とする。 ・フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 ・許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34～42（略）											
43	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（当該ノズルのバルブより先端部（サンプリング時等以外通常危険物が流れていない部分で自重による圧力しか	△	△	△	○	○	△	・<u>当該箇所に設置されている</u>バルブについても、同様の手続きとする。

				かからないもの。)に限る。)(当該バルブは含まない。)							
44～68 (略)											
69	防油堤・ <u>排水設備等</u>	防油堤		防油堤（仕切堤を含む。）			△	△	○	△	・「補修」とは、ひび割れに対するパテ埋め（前工程としてのVカットを含む。以下同じ。）又はこれと同等のものをいう。 ・鉄筋を切断しない「取替」に対する手続きは、変更届とする。 ・鉄筋を切断せず、技術上の基準に関する変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
70	防油堤・ <u>排水設備等</u>	防油堤		防油堤水抜口			△	△	○	△	・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「改造」又は「取替」に伴い、多少当該水抜口の周囲を拡張する程度の工事及びパテ埋め等で隙間を埋め戻す等の工事に対する手続きは、変更届で認められるが、鉄筋を切る等大幅な撤去及びその復旧工事については、許可を要する。 ・「撤去」により、水抜口がなくなってしまうことは、原則認められない。
71	防油堤・ <u>排水設備等</u>	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置			△	○	○	△	・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」の場合、当該表示をどのように行うか、確認すること。
72	防油堤・ <u>排水設備等</u>	防油堤		防油堤の階段			△	△	○	△	・防油堤本体の工事を伴うものについては、69による。 ・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準を満足するか確認すること。
73	<u>防油堤</u> ・排水設備等	排水溝等		排水溝・ <u>ためます</u> ・油分離槽・囲い等			△	△	○	△	・設置場所又は基準で定められている高さ若しくは容量等が変更になるような「改造」は、許可を要する。 ・油分離槽等、経過措置について確認すること。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
74	<u>防油堤</u> ・排水設備等	排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面				△	○		・「補修」とは、ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものをいう。 ・土壌調査等に伴い地盤に細長い穴を開け、地盤面にふたを設けたいわゆる観測口の設置は、「改造」に該当する。

75～161 (略)

改 正 案

資料編 A「製造所等における変更工事の取扱い」 別紙

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1～2 (略)											
3	建築物・工作物	建築物		屋根、壁、柱、床、はり等 (キャノピーを含む。)(4を除く。)			△	△	○	△	・「改造」とは、材質変更又は形状変更を伴う変更工事をいう。なお、鉄からステンレス等、大部分を占める主要材料に変更のない「改造」、多少の厚み及び多少の凹凸に変更の生じる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・<u>また、建築物の構造に影響を及ぼす「改造」は上記に該当せず、変更許可を要する。</u> ・部分取替え及びそれに伴う溶接等並びに材質変更を伴わない当て板補修に対する手続きは、変更届とする。 ・床を一部撤去するにあたり、漏洩物流出防止のため周囲を高くする(水切り等の設置) 変更に対する手続きは、変更届とする。 ・特例により不燃等の基準が免除されている(難燃等の基準が適用されている) 場所における間仕切り壁等の変更工事の手続きについても同様とする。 ・機器の搬入等のために、破損を伴わず壁等を一時取り外し、搬入等後すぐに復旧する行為は、変更工事には該当せず、手続きを要さない。 ・配管等を貫通させるために穴を開ける変更は「撤去」とするが、貫通部を耐火パテ等で穴埋めする場合は「補修」とする。 ・上記に関わらず、認定品を「改造」することにより、認定品でなくなる場合又は他の認定品となる場合は、許可を要する。 ・「改造」又は「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・<u>床の貯留設備等についてはNo.73も合わせて確認すること。</u>
4～27 (略)											
28	タンク等	設備等		内面コーティング (<u>法的義務のある</u> 地下貯蔵タンク)				△	△	△	・一部を切り欠き、復旧する変更工事は「取替」とする。 ・「補修」及び「取替」後、施工状況を資料により確認すること。 ・「撤去」の場合、漏れ防止措置を確認すること。

				クに対する漏れ防止措置に限る。)							
29～32 (略)											
33	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管・移動タンク貯蔵所（給油タンク車を除く。）・移送取扱所を除く。）（43 は含まない。）			△	○	○	△	・材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に限り、変更届とする。 ・配管の耐震措置については、101 による。 ・金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届を要する。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 ・機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフランジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・<u>口径又は経路が変更となる「改造」に対する手続きは許可を要するが、</u>機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長（「改造」）又は縮小（「改造」又は「撤去」）に対する手続きは、変更届とする。 ・フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 ・許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34～42 (略)											
43	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（当該ノズルのバルブより先端部（サンプリング時等以外通常危険物が流れていない部分で自重による圧力しかかからないもの。）に限	△	△	△	○	○	△	・<u>バルブより先端部に設ける別の</u>バルブについても、同様の手続きとする。

				る。) (当該バルブは含まない。)							
44～68 (略)											
69	防油堤	防油堤		防油堤 (仕切堤を含む。)			△	△	○	△	・「補修」とは、ひび割れに対するパテ埋め (前工程としてのVカットを含む。以下同じ。) 又はこれと同等のものをいう。 ・鉄筋を切断しない「取替」に対する手続きは、変更届とする。 ・鉄筋を切断せず、技術上の基準に関する変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
70	防油堤	防油堤		防油堤水抜口			△	△	○	△	・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「改造」又は「取替」に伴い、多少当該水抜口の周囲を拡張する程度の工事及びパテ埋め等で隙間を埋め戻す等の工事に対する手続きは、変更届で認められるが、鉄筋を切る等大幅な撤去及びその復旧工事については、許可を要する。 ・「撤去」により、水抜口がなくなってしまうことは、原則認められない。
71	防油堤	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置			△	○	○	△	・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」の場合、当該表示をどのように行うか、確認すること。
72	防油堤	防油堤		防油堤の階段			△	△	○	△	・防油堤本体の工事を伴うものについては、69による。 ・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準を満足するか確認すること。
73	<u>貯留設備</u> ・排水設備等	<u>貯留設備</u> 、排水溝等		排水溝・ <u>貯留設備</u> ・ <u>分離槽</u> ・油分離 <u>装置</u> ・囲い等			△	△	○	△	・設置場所又は基準で定められている高さ若しくは容量等が変更になるような「改造」は、許可を要する。 ・油分離 <u>装置</u> 等、経過措置について確認すること。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
74	<u>貯留設備</u> ・排水設備等	<u>貯留設備</u> 、排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面				△	○		・「補修」とは、ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものをいう。 ・土壌調査等に伴い地盤に細長い穴を開け、地盤面にふたを設けたいわゆる観測口の設置は、「改造」に該当する。
75～161 (略)											

令和5年1月1日改正

--	--